

議案第 80 号

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 7 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項を次のように改める。

市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第 1 により算定した額の手数料を徴収する。

別表第 1 し尿の部普通世帯の項中「370 円」を「390 円」に、「270 円」を「290 円」に改め、同部事業所等不特定多数の者が利用する施設その他上記によることが不適当なもの項中「270 円」を「290 円」に改め、同表備考第 1 項中「220 円」を「230 円」に改め、同表備考第 2 項中「得た額」の次に「（10 円未満は切捨て）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 26 条第 1 項、別表第 1 し尿の部並びに同表備考第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に収集及び運搬をしたし尿について適用し、同日前に収集及び運搬をしたし尿については、なお従前の例による。

平成 25 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、し尿の収集及び運搬の手数料の額に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。